平成３０年（フ）第２４号
青森県八戸市大字鍛冶町64番地８、前住所青森県八戸市長者１丁目１番15号　ウインドパルヨネ２－Ｄ
債務者　高橋　　信
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第１号
栃木県真岡市上大沼346番地
債務者　鯨　　幸夫
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成３０年（フ）第８号
静岡県賀茂郡南伊豆町一色505番地
債務者　黒田　恵子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成３０年（フ）第８２号
神戸市垂水区名谷町字入野765番地の７
債務者　宮崎　恵里
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３５号
神戸市須磨区行幸町３丁目１番５号　ドゥエル行幸Ⅱ206号室
債務者　前田ますみ
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６６号
兵庫県三木市緑が丘町東４丁目１番地の10
債務者　緒方由喜子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７１号
神戸市東灘区御影１丁目５番19―101号、従前の住所神戸市灘区徳井町２丁目２番12号　ベルトピア六甲302号室
債務者　藤原　　晃
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１号
愛媛県松山市福音寺町269番地２　コーポ山茶花202号
債務者　宮崎　洋平
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３０号
愛媛県松山市南江戸２丁目３番36号　メゾンハイツ西山402号
債務者　藤本　信郎
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３１号
愛媛県松山市溝辺町308番地　ヴェルヌーブ倉敷301号
債務者　林　　初美
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４７号
愛媛県松山市南持田町３番地　第３セントポールハイツ106号
債務者　野田　美華
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５８号
長崎県長崎市錦２丁目26番２号、旧住所福岡市中央区渡辺通５丁目15―33―1408
債務者　尾藤　元紀
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３７号
茨城県取手市東１丁目４番８号
債務者　唯根登美枝
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
金沢市窪２丁目８番地　リバティハイツ102号
債務者　朝倉　雅子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５号
長野県諏訪市大字湖南887番地５　コーポウェーブ202号室
債務者　中島　正文
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第６号
長野県諏訪市湯の脇１丁目８番19号　桃山荘102
債務者　加藤　智憲
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第７号
高知県幡多郡黒潮町入野1721番地、旧住所高知県幡多郡黒潮町入野5271番地12
債務者　森脇　　崇
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
高知地方裁判所中村支部